

平成12年守谷町議会第1回定例会会議録

平成12年3月6日開会 3月22日閉会
町政に関する一般質問

○4番梅木伸治君登壇

雄弁家2人、西巻議員、また小関議員と続いた後ですので、非常にやりづらいのですが、3連休の後、この時間でもございます。非常にお疲れかと思いませんけれども、ぜひともよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

私の場合、今回、一般質問ということで、防災について、また、町管理地犬の開放という2点を通告させていただいております。さらに、私の場合、極力、井戸端会議で出てくるようなお母さんたちの問題を、ぜひとも町政に送り込みたいなという思いでございます。さて、1点目の守谷町防災についてということですが、皆様の記憶にも十分残っているかと思ひます。阪神・淡路大震災、平成7年1月17日の出来事でした。マグニチュード7.2並びに神戸に至っての震度が7、5,000人以上の死傷者が出たという惨事でした。その大震災の中で、多分にいろいろなものを学ばれたのかなと思ひております。この状況下、電話が通じない。また、司令塔が倒れてしまう。また、40カ所以上の同時火災。さらに、消火栓の使用不能というものが重なっていきました。

こんな5年前の状況を見て、守谷町としては、どのような対応、また、災害時の対策があるかというところを、まず1点目の質問にしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) お答えいたします。

阪神・淡路大震災後、守谷町として次のような施策を講じております。

第1点目といたしましては、無線機の設置でございます。これまでの設置箇所に39局の無線局を増設しまして、あわせて64局となりまして、通信体制の充実を図っております。2点目といたしましては、避難所や避難場所の案内標識の設置をいたしました。避難所17カ所へ避難所の案内標識、また、避難場所として指定してあります6カ所の公園に、避難場所の案内標識を設置いたしました。

3点目といたしましては、自主防災組織の育成、強化でございます。平成7年度以降、この自主防災組織の設立育成に努めまして、現在は28組織となりました。それぞれの組織が訓練等に励んでおります。

4点目といたしましては、防災訓練の実施でございます。平成8年度から11年度まで、毎年防災訓練を実施しております。特に、本年度11年度におきましては、各区長初め区の役員のご協力を得まして、役場職員とともに、各避難所への避難訓練を実施いたしました。5点目といたしましては、備蓄品の整備でございます。平成7年度以降において、17避難所に乾パン、毛布を備蓄いたしました。また、本年度11年度で、災害用仮設トイレ、浄水器、発電機等を購入して、備蓄品の増強に努めております。

以上が、阪神・淡路大震災後に講じた町の施策でございます。以上です。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 備品に至っては17カ所、また、防災無線が完備されたというところでは、大震災を教訓に、今後の課題を一つ一つ消化してもらっているのかなという感じがしました。

その中で、今、避難所という話が出たので、その辺からもう1点詰めたいと思うのです。現在17カ所ということですがけれども、避難所という位置づけになっているかと思えますけれども、これは、おおむね公民館並びに小中学校がその対応に当たるのかなと見ているのです。特に気になる点は、みずき野の地区、世帯数から追った人口は6,861人、さらに、野木崎地区、これは松丸議員も多分に心配されているのかなと思えますけれども、1,544名、ところが、野木崎に至っては大野小学校しかないのです。これはあふれちゃいますね。野木崎の人は、非常に悲しい思いするのではないかという気がしました。こちら辺の対応はどうかということをお願いします。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) お答えいたします。

避難所につきましては、17カ所指定してございます。この中には、各小中学校、保育所、田園部市センター、学びの里、北守谷公民館等を指定してございます。

ここで避難想定的人口でございまして、一応、町といたしましても、いろいろ避難所において、どのくらいの町民の方が避難されるだろうかということで想定してございます。その想定の方法につきましては、いろいろでございまして、特に北守谷地区、南守谷地区、みずき野地区におかれましては人口の約12.5%、それから、その他の地区については7.5%くらいの割合で避難をされるだろうということで、想定をしているわけでございます。

このパーセントにつきましては、阪神・淡路大震災において、神戸市において実際に避難された数字・割合を参考にして想定したということでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) そうすると、野木崎地区は大野小学校で十分足りているということではよろしいのでしょうか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) お答えいたします。

町全体で約10%くらいの町民の方が避難されるのではないかとということで、想定してございます。大野小学校につきましては、177名くらいが避難するのではないかとということでございます。そういうことでありますので、体育館を避難所として指定してございますので、このくらいの町民の方の避難者は十分かなと思っております。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) ありがとうございます。

それと、先ほど言いましたように、避難所、避難場所、小学校、中学校、あと、公園ですか、この辺が対象になっているようですがけれども、私の手元の資料では、例えば保健センターとか役場の施設、そういったものは入っていないのです。これは、何か理由があるのですか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 別に理由そのものがあるわけではないですけれども、他の施設についても、現在、避難所として指定すべきであるということで検討中でございます。これにつきましては、保健センター、その他の公民館についても、避難所として指定したらどうかということで、今検討しているところでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 検討しているということでございますが、具体的に、いつごろ予定して、いつぐらいからそういう場所にしていこうという、時間的なものを教えていただければと思います。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 12年度では、その辺を検討したいということでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 12年度内で一応場所の検討をするということになると、次年度に至っては、おおむね場所が設定されて、そこが避難所になるという見解でよろしいでしょうか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) そのように考えております。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 避難所ばかりやってもしょうがないので。

次に、先ほど、大震災の後、その教訓の中に自主防災ということも考えられているのかなと思っております。特に、消防団と称される、私も14年間、もちろん今現役で入っていますけれども、そういう消防団の育成とか、また教育といったものをお尋ねしたいと思います。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 消防団につきましては、このような大震災等における負傷者のとりあえずの緊急的な対応策として、これまで幹部の団員に対しまして救命講習会を実施しております。今後も、数多く取り入れてまいりたいと考えております。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 先ほど、私も14年間、消防団の方で協力させてもらっているという話をしましたが、人工蘇生とか普通救命士の講習というのは、今までに2回しかありませんでした。さらに、これは、分団長という立場の方だけですね。

そういうふうに、300人ぐらい組織はあるのですけれども、その中の本当の一部の人たちだけがそういう講習を受けたというところで、もう少し幅を持った人たち、結局、団員である人全員にそういう教育をしたほうがいいのかなと思っております。時間的問題とか、経費、お金の問題もあるかと思えますけれども、消防団の団員というのは意識を持っていますから、そういう人たちの力をかりて万が一に備えるというところは、ぜひとも消防団の普通救命士の講習というところでは、今すぐにでも始めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) お答えいたします。

そのような形で、もっと回数をふやして、それから、対象者もふやして、こういう講習をやっていききたいと思います。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 10月に防災の日がございますね。こういうときに、団員に至ってはぜひとも細かな教育をしてほしいと思っております。

さらに、先日、『茨城新聞』3月10日付の中にありましたが、変革期を迎えた消防団ということで、かなり魅力薄くなってしまったというところで、団員になる人も減ってきているというところもあります。担い手になっていただく、その魅力をつくるに際しても、ぜひともそういう講習をしてもらって、私もやりたいんだというボランティアの気持ちのある人はかなりいると思うのです。こういうところでは、ぜひとも活性化の一つとして、ことしからでもやっていただきたいと思っておりますが、その時期的な問題、町長いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 町長。

○町長(会田真一君) できるだけそのような形でやれるように頑張っていきたいと思えます。

○議長(大久保 進君) 梅本伸治君。

○4番(梅木伸治君) できるだけということは、ことしやっていたけるととらえたいと思えます。

さらに、牛久市においては、市民救助は職員の使命ということで、これは市役所にお勤めの方ですね。職員が何人か編成して救命士の指導を受けて、止血とか人工呼吸、心臓マッサージというような応急処置を学んだという経緯がございます。消防団にゆだねるだけでなく、ぜひとも町の職員の方々も含めてやってほしいなと思っております。町の職員の方、勤められて1回だけ、団員の方とトレーニングというか規律訓練をやっているようですが、回れ右だの、そういうことだけでは消防団員としての意識は余り高揚していかないのではないかと。もちろん規律訓練は必要だと思っておりますけれども、そういった講習を職員も含めてやっていただきたいなと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 町長。

○町長(会田真一君) 最近、職員でも消防団に入っている者もおりますので、なおかつ避難訓練等においてはそれぞれの地域で避難所の係等も決めておりますから、それらも

踏まえた上で検討したいと思います。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 日ごろより町長の方からは、防災、皆さんの生命、財産を守るといふところでは、四六時中耳にたこができるくらい団員として聞かされていますので、町長もそういう思いでしょう。

次に、近隣との関係です。非常時の手続主義、担当主義というのでしょうか、そういうものが非常に弊害になって、あれに聞かなければわからない、だれに聞かなければわからないということで、なかなか非常時の体制に踏みきれないということが、よく取りざたされております。

守谷町に至っては、万が一、そういう担当主義とか手続主義ということはないのかなと思いますけれども、1度確認させていただきたいと思います。お願いします。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) お答えいたします。

町には、そういう大きな災害等が発生した場合には、災害対策本部等の設置も当然必要になってくるわけでございます。そういう本部の設置すべき組織もできておりますので、その中での対応は十二分にできると思います。

なお、そういうことで組織も出されておりますので、防災避難訓練のときには、全部そのような訓練も現に実施しております。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 万が一のときの災害対策ですから、ぜひとも訓練の方、さらに進めていただきたいと思います。

それと、近隣との体制、隣接市町村といいますが、ここら辺との協力関係ということなんです。これは淡路大震災も含めてですけれども、そのところは、震災に遭った方々は日本全国がこの状態だと思っていた、ところが、隣の町に行ってみれば何でもなかったという状況です。これは、情報が足りなかったということもあるかと思うのですけれども、近隣との協力体制というのも非常に大切だなと思っているのです。

そんな中で、大震災のとき、自分の資料では、49カ国、欧州共同体、また、二つの国際機関からの支援申し込みがあった。それに対して日本が受け入れたものは、アメリカの沖縄駐留海兵隊、また、スイス、フランス救助隊、イギリス、韓国の支援物資ということで、14カ国のみであったという資料が手元にあります。それに対する海外の評判というか論調は、明らかに日本は閉鎖的であったよと。自分の善意さえも拒否するんだというような、見下しているんじゃないの、高慢な国民性かなという意見もあったと。厳しいですね。こういうこともレポートとして出ております。

そんな中で、近隣市町村、隣接市町村との協力体制ということではどういう形になっているか、ぜひともお答え願います。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 大きな災害時の応援協定として、隣接市町村でそのような応援協定を結んでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。
○4番(梅木伸治君) 具体的に教えていただけますか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。
○生活経済部長(渡来定弘君) 具体的には、隣接と、遠くになりますと、石下町、岩井市、水海道市、谷和原村、伊奈町は当然でございますけれども、この辺の市町村で、大きな災害のときですけれども、応援協定という形で協定は結んでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。
○4番(梅木伸治君) それは、物資とか、例えば備品に至る細かなものまでということではないのですか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。
○生活経済部長(渡来定弘君) そこまでのことは協定書には書いてないわけですがけれども、とりあえず消防団員等の応援ということでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。
○4番(梅木伸治君) 近隣との協力体制も含めて、それもどんどん詰めてほしい。ここまではやれるけれども、ここまできれないよということがあっても困りますので、そこら辺は具体的に、これまで、このぐらいという形で詰めてもらったほうが、言葉は悪いですがけれども、適当なところで協力しようよということではなくて、これは命にかかっているところもありますから、厳しくやってほしいなと思います。
また、災害の発生時、これから、例えば地震が起きました。その後、リアルタイムにその場で対応していくというところもあるかと思えます。それが、地震がありました。建物が倒れました。その中には人が何人かいるんです、ところがなかなか助けてあげられないということになると、これは、例えば家族を目の前にして、阪神大震災のように、火の海が目の前までくるとなったときの恐怖、これははかり知れないと思います。

そんな中で、例えば倒壊した建物の下敷きになった人たちをどういうふうに助けるか。どういふ道具が必要なのかということは、検討していただくべきだと思います。水だとか食料だとか毛布、そういうものの用意というのは、多分机の上のディスカッションの中で出てきているのではないかと。本当にその現場、地震発生から何分というのは、なかなか見ることはできませんが、そのときの話は聞けるはずで。そのときに、私は青年会議所という、大卒というNPOという団体に入っていますけれども、現場では何が必要だったかというところでは、1番迷惑だったのは、どうですかという携帯電話にばんばん電話かかってきた、非常にこれは迷惑だったと聞かされています。それで、そのときに必要だったものは、人を助けるバールだとか、チェーンソーだとか、のこぎりなんだと。建物の下にいる子供たち、親、家族を助けるのに、そういう道具がなくて助けられなかった。

今、雪が降った後、スコップがないとか、一輪車がないという方結構多いのです。ですから、こういうチェーンソーとかバール、のこぎり、こういったものの備品ですね、これは本当の現場の声だと思います。ここら辺を早急に対応していただいて、備品の一つに加えていただきたいという提案ですけれども、いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 確かに議員さんが申しているとおり、備蓄品として当然必要なものと、このように受けとめております。必要なものについては、今後なるべく早い時期に整備をしていきたいと思っております。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) そうすると、バール、のこぎり、チェーンソー、これは用意していただけるということによろしいですか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) それも、自主防災組織等で備蓄してあるところもあるうがと思えますけれども、それとは別に、こういうものも当然必要なものと認識してございますので、今後、それを整備していきたいと思えます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅本伸治君) じゃあ用意していただけるという約束でよろしいのかなと思えますけれども、これの数とか配置場所、これはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 数につきましては、今後、早急に検討してみたいと思えます。その保管場所でございますけれども、避難場所には防災倉庫を今度設置してございます。その防災倉庫の中へ保管したいと思えます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 数の問題は、お金の問題にもなるかと思えますので。ただ、自分が申し上げたいことは、例えばそこにどういうものがあるか、皆さんなかなか周知というかわからない。そういう箱があって中に何か入っているのだろうけれども、何が入っているかわからない。外に何の表示もないんですよ。防災器具しか書いてない。中には、例えば食料が入っているとか、何が入っている、かに入っているという明記が全然ないということになると、何が入っているのだろうというところにとどまる。なおかつ、今後検討しますとか、考えておきますなんていうのは、あんまり答えになってないと自分は理解しているのです。防災の避難場所に、必ず人口にあった数を設置してほしい。

それと、何回も話しますけれども、阪神大震災において、倒れていったのは古い建物から倒れていったということがございますね。そうすると、新しい地域、新興地域に人口だけ張りついていて必要なのかということになると、建物の倒壊するのはどのぐらいの確率ということも検討されるのかなと思うのです。

例えばどここの地区は古い建物が多いということになると、ちょっと語弊があるのかなと思えますけれども、やはり必要なところに必要な機材を張りつけるというのは、必要だと思えます。こちら辺も十分理解して、備品、また、そういうバールだのチェーンソーだの道具を張りつけていただければと思えますが、いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) そういうものも含めまして、全体的に検討して設置をしていきたいと思います。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 検討していただくのはいいのですが、その検討というのは、例えば週に1時間の会議を持つというような検討をされるということですか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) どの避難所へチェーンソーを幾つ、のこぎり幾つ、バール幾つということは、ちょっとここではお答えできませんので、後ほど検討してその数値等を決定していきたいということでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 検討ですね。早急にこまを進めていただきたいと思います。

それで、1点目の防災についてはそのぐらいにさせていただいて、次に、町管理地に対する犬の開放という題ですけれども、開放といっても、そこに野放しにさせてくれということではなくて、今、各公園では、どうしても犬はおっかないとか嫌いですということで、疎外されているという感があります。

現在、守谷において3,434ぐらいの犬の登録件数があると聞いております。犬は、番犬である家庭もあるでしょうけれども、一つはパートナーなんですね。家族なんですよ。その犬や猫をきちんと世話をして管理をする。このしつけをきちっとすれば、近所の迷惑にならないばかりか、人の心を慰めたり、楽しませてくれるというものです。時に福祉団体というか、老人福祉施設そういうところに、きちりトレーニングを受けた犬が行って喜ばれるというようなことも、新聞に何回か出ておりましたね。本当に、ただものとしての感覚とはかなり離れているのではないかなと思います。もちろん、犬や猫を飼っている人は、それなりの自分の心構えはあるのかなと思いますけれども、どうしても飼っていない人との共存というところでは、難しさは出ているようです。

町長がよく言う潤いのある町というところで、例えば都内からこちらに引っ越してきました。一戸建ての家ができました。庭もできました。ということになると、子供が今度犬を飼いたいなという意識も出てきます。これは、場所的に余裕が出てくると、そういうものを飼ってみたいということも多くなってくるかと思います。こちら辺が、潤いのある町というところの一つに向けてもいいのではないかと自分では思っているのです。

人口も、もうすぐ5万人というところですけども、犬の登録はどのぐらい毎年ふえているのかということ、まず初めにお聞きしたいと思います。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) お答えいたします。

平均すると、年間300頭ぐらいが新しく登録する犬の数でございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

o4番(梅木伸治君) 300頭ということになると、かなりの頭数でございますから、これは論破していかねばならない問題であると認識します。

それで、飼っている者はもちろん知識とか心の準備はできていると自分は思っているのですけれども、中でも散歩の途中、リード、ひもですね、オフリードの形で散歩しているのではないかという話があって、役場の方も何回か巡回しているようだと、役場の人が見に来ているよと聞いております。

この辺、特に公園の立ち入りというところは、町としては、どのような対応をしよう、また、こういうふうにやっという問題意識、考え方があれば、お聞かせ願いたいと思います。

o議長(大久保 進言) 都市整備部次長。

o都市整備部次長(海老原忠夫君) この問題につきましては、中村議員さんも質問ありましたが、明確に条例等には、犬が公園に入ってはいけないというものはつくってあるわけではありませんが、根本的に犬を嫌う方もおられるわけございまして、そういった形で、今、議員さんがおっしゃるように、ルールをきちっと守ってしつけをした犬ということで、ちゃんとしたルールを守っていただければ、そういういろいろなトラブルは起きないのかと。

ただ、残念ながら、そういう方が少ない。そのために、公園に犬を連れてきて放し飼いにしたりということで、あるいはふんの始末をしないということで、公園はいろいろな方、小さい子供たちも当然おります。そういうことで、犬に危険な目に遭ったという苦情がきますと、どうしても今のような公園に犬を入れないようにしてくださいということになるわけございまして、これは、今、議員さんが言われるように、徹底した管理をしていただければ、そういうトラブルは起きないのかなと感じております。

o議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

o4番(梅木伸治君) 残念なことに、同士である人が、そういうモラルを守らないところがあるということで、非常に悲しい気持ちであると思います。

今、中にふんという言葉出てきましたが、そのふんに関しては、どういう対応をされているのかというところでご回答お願いします。

o議長(大久保 進君) 生活経済部長。

o生活経済部長(渡来定弘君) お答えいたします。

犬のふんの始末といたしまして、町の方で指導しているのは、あくまでも散歩に行った場合のふんを持ち帰っていただいて、自分の屋敷の敷地内に穴を掘って埋めてほしいということで指導してございます。

o議長(大久保 進言) 梅木伸治君。

o4番(梅木伸治君) ふんの処理ということで、それを自分の例えば庭とか敷地の中に埋めてくださいということですね。

議長(大久保 進君) 生活経済部長。

o生活経済部長(渡来定弘君) そのとおりでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) その指導は、全員に徹底できるのかなという心配があります。できると思えますか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 町といたしましては、そういうことで指導しているということでございます。これにつきましては、広報等で年に何回かお知らせをしているところでございます。犬のふんの始末ばかりではないですけれども、登録しなさいとか、放し飼いはやめてくれとか、そういうことで犬のふんの始末の方法についても指導しているのが現状でございます。

ただ、先ほどから出てますとおり、モラルの問題で、そのままに放置していってしまう。あるいは畑、あるいは草むら等でふんをして、そのところに穴を掘って埋めてしまうということも、中にはあるのではないかなという感じは持っておりますけれども、あくまでも町としては、持ち帰って、自分のうちで穴を掘って処理をしていただきたいという指導はしてございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 庭が、例えば埋めるような場所がある方はいいかもしれないですが、全員が全員、それは難しいのかなと思いませんか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 先ほどから申しているとおり、モラルの問題になりますけれども、自分の家族の一員として、どこのうちでもかわいがっている犬であろうかと思えます。そういう意味からすれば、当然、袋を持って散歩に出かけて、そこでしたものは袋の中に入れて持ち帰って、自分のうちで処理をするというのが当然かなと、私は思います。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 持ち帰るのは当然なんですよ。ごみを持ち帰るといのは今は教育されていますから、それはいいのですけれども、犬のふんを1日2回3回、家庭の中、自分の敷地の中に埋めるというところですよ。持って帰ってくるのは当然です、そのままに放置できない話ですから。それを持って帰ってきた後の指導で、庭の中に埋めなさいというところは、本当に100%できると思われるのかなというところですよ。

袋に入れて持って帰るのは当然ですから、それはそれでいいのです。ところが、それを庭に埋めなさいということになった場合、これは衛生の問題も出てくると思えますよ。これは、廃棄物と清掃にかかわる法律というものが別段ありますけれども、その法律ができたのは衛生ですから、そういう問題の中で、それは裏側としても、犬のふんを庭の中に埋める、その衛生の問題とか、土地の庭の問題というところで、その指導が本当にできる指導なのかなというところのお考えをお聞かせ願いたいということです。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 実際に持ち帰りまではできても、自分の屋敷内に穴を掘って埋めることができるかどうかという問題でございますけれども、衛生面の問題もあろうかと思えます。少し深めに掘って埋めれば、それでも衛生上は確かにいいとは申しませんけれども、それはしようないと思えますね。

ただ、あとは、可燃ごみで出していいのではないかというお話も聞きますけれども、そういうことも環境センターの方で禁じられておりますので、町としては、そういう方法はできません、あくまでも屋敷内で処理してくださいという指導をしているのが現状でございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 至って面倒くさいものは自分のうちでやっておけよという意識があるのではなからうかという気がするんですけども、その処理方法、庭に埋めるというのは、これはなかなか難しいところがあると思えますよ。全員が全員、うちのなかでそれらけになっちゃいますからね。

そんな中で、可燃ごみで出すということも、今、部長の方から出た中で、いいご意見をいただいたのかなと思いました。可燃ごみで処理するということになれば、これは週3回収しているわけですから、そういう回収の中で、一つの条件をつけながら処理するか、また、今ほとんど水洗が多いでしょうから、人間と同じように流してもらうというところが、一つの方法なのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 先ほど、可燃ごみでふんを出してもいいということは、私は申しません。それは、環境センターの方でそういうことをしてはいけませんと禁じられておりますので、そういう指導はしてはございません。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) やってはいけないということは、ちゃんと聞いてますから大丈夫です。そういう発想はいいですねと。前例がないとか、そういう問題ではなくて、新しい発想をそういうふうに持ってくる、それを私はみんなに要望したいというところです。ですから、1から10まで埋める埋めるじゃなくて、じゃあどうしようという発想をぜひとも考えていただきたいという思いでの一言です。

それで、犬のふんは、例えば他県に至っては、生活環境の推進に寄与する目的として、ふん公害、ふん害防止条例なんていうこともありますけれども、こちら辺は町として、ふんの処理が一つです、それと、ふんがそのままの状態になっているものを防止しなければならぬというところでは、今後どういう対応されますか。お願いします。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) 環境衛生面から、当然、ふんの不始末の点については、いろいろ区長会議等でも出てきておるわけでございます。あくまでも飼い主のモラルの問題であるということで、何度か後始末については町としても指導はしている。なお、地域でも、そういう地区の集会、総会等があったときには、皆さんがお互いに話し合いをして、お互いに持ち帰りましょう、気をつけましょう、きれいにしましょうということを、区長会議に出たときには町の方からもお願いしているというのが現状でございます。

確かにそのまま放置されているところもあるわけでございますけれども、これは、地主

の方が自分の土地に放置された場合には、自分で後始末をしているというのが現状かなと思います。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 犬を飼うときには、皆さん登録するわけですが、さっき言った3,440匹ですか、そのときにパンフレット1枚渡してこうですよという指導ではなかなか徹底されないのかなという感じもします。そのときに、ぜひとも、飼った人はまず真っ先ですね、責任があるわけですから、そういう人に例えば改めて講習会を開くとか。町としては、ビラ1枚渡して処理と言っても、結局、毎日毎日苦情きているということを知っていますから、そんなの逐一対応しているよりも、まず、そういうことをしてはいけないんだよと、もちろんわかっているけれども、さらにそういうところを啓蒙啓発やっていただいたほうがいいのかなと。非常にがっかりするような話ではあるんですけども、やはり飼っている者に対するそういう教育は必要なのかなと思うのです。

そんな中で、教育するということになれば、それなりのお金がかかったり、時間がかかったり、すべてそういう形になってしまうのですけれども、予算も審議されてはいますけれども、こちら辺りどうでしょう、啓蒙啓発ということで、改めて講習会というか、そういう教育をしていこうというところで、何か考えがあれば聞かせていただければと、町長にお願いしたいと思います。

○議長(大久保 進君) 町長。

○町長(会田真一君) 犬を飼うということは、そのときから責任があるわけで、それを何でもかんでも行政でやれということではないと思います。

特に犬のふんの始末を行政の方に随分きますけれども、それはあくまでも飼う人のモラルであって、それをすべて町がやるべきだというのは間違いではないかと私は思います。したがって、飼う人の責任というのもあるわけで、すべて町でやるというのではなくて、やはりその人がやるべきことはあると思いますから、それは町でやるべきものではないと私は思います。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) すべて町でやれという話ではなくて、毎日1件2件、ふんの問題ということで生活環境課の方に電話がある。これは、町としては本意だ、それは私の責任ではないでしょう、買い手の責任だということは十分わかるのですけれども、それに対応していくというところでは、物理的な時間がかかったりということがあろうと思います。ですから、例えばそこは年に1回とかいう時期を持って、必ず講習会に来なさいよと。そのときに、こうします、ああしますという対応をされたほうが、物理的な時間がかからない。また、経費がかからないのではないかと考えた次第です。すべてを町の役場に頼むということではなくて、役場で個々に対応しているなら、取りまとめ対応されてもいいのではないかとこの講習会という考え方ですけども、いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 町長、答弁願います。

○町長(会田真一君) 先ほど議員さんがおっしゃいました、持ち帰ったものをトイレの中へ入れるのはどうだというようなお話がちょっと出たと思うのですけれども、町とし

ても、今、そういうことも検討中でございます。公園の中であるとか、あるいは汚水桝に直接入れる方法ができないかということ、今、庁内で検討しているところでございます。すぐに結論は出ないですけれども。

先ほども検討するというのは、検討することなんです。ここで結論出て、町の予算というのは、あくまでも議員の皆さんにお諮りして、それでオーケーが出ないとできないものですから、ここでやりますと言っても、予算がないことはやりますと言えませんので、あくまでも最初は検討させていただいて、それから予算をつくって、皆さんにお諮りして初めてできるということですから、検討するとしかここでは言えないのです。だから、そういう検討も今しているということでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) その後のやつも続けてお願いします。

耳に届かなかったようなので、もう1度話をしますけれども、パンフレット1枚渡して、犬の飼い方はこうしなさい、ああしなさいということではなくて、取りまとめて講習会でもやったらどうかと。

その延長線の中で、何でもかんでも役場でやるという考えはできないという町長の見解でした。で、結局、毎日1件2件3件と、ふんの問題、騒音の問題を対応してやっているよりも、そういう人たちを取りまとめて、こういうことはいけない、あれはだめだという教育をしたほうがいいのではないかとという考え方です。ですから、個々に対応していくのもいいかもしれませんが、時間的な問題を考えると、取りまとめて飼っている者へ、町としての考え方とか指導とかを講習されたほうがいいのではないかと思っただけですが、いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 町長。

○町長(会田真一君) 町としては、あくまでも一般的なことしか言えません。こういうことはまずいですよという一般的なことしか言えないのではないかと思います。できれば犬を飼っている皆さんで、それこそ犬の協会みたいなものをつくっていただいて、その中でご指導いただく。犬の飼い方の専門的な知識も、そういった方でしたらお持ちでしょうから、そういった方々がそういう協会でもつくっていただいて、その中で指導していただくということも一つの方法ではないかと思えます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) きっかけとしては、犬が登録される、されないというところが入り口になるかと思うのです。確実に登録されれば、飼っているんだなということになりますので、そこが一つのチャンスなのかなと自分は思っているのです。ですから、そういう機会に、そういう何人かの人たちを取りまとめて、飼う、登録するためには、こういう教育を受けてから登録だと。免許証を渡すのにも、講習を受けてから免許証という流れがあるように、何でもかんでも2,000円持ってくれば登録オーケーですよということではなくて、登録して鑑札を発行する責任として町も一つあるのではないかとということの中で、登録するときに皆さん来るわけですから、そのとき何とか取りまとめた今後の前向きな展開ができないものかなというところでは、いかがでしょうか。

○議長(大久保 進君) 生活経済部長。

○生活経済部長(渡来定弘君) お答えいたします。

登録に来るときには、既に犬を飼っているという状態の中で役場等に登録に来るわけですから、そういう知識を身につけてから飼いなさいというわけにはいかないかと思えます。とりあえず年に1度は狂犬病の予防注射を実施するわけですから、これは法的にやらなければならないということですから、その際に、飼い方、マナーの問題、そういうものを強く飼い主をお願いしていきたい。それと、広報等でもわかりやすく、モラルの問題になりますけれども、少し大きめにそういうものを飼い主に呼びかけて徹底していきたいと思っております。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) ありがとうございます。そういうチャンスが狂犬病の予防接種のときにあるということでしたら、特に犬を飼っている仲間というのはありますから、そういうところとうまくリンクしてやっていただければなと思えます。

それで、犬のふんも余り時間をとれないのですけれども、メインディッシュである犬の町有地の開放というところに移りたいと思うのです。町の管理地というんですか、町有地というんですか、大小あわせて1,051カ所あると聞いております。これは大小あわせて、ごみの置き場ステーションも含めてと思うのですけれども、その中でも、そこがいいとか悪いとかの問題ではなくて、例えばみずき野の第2調整池とか、浄化センターとか、土塔の子ども広場ですか、こういったところを犬のトレーニングというか、訓練に際しての利用方法どうかなという検討をお願いしたいのですけれども、まず考え方をひとつお願いします。

○議長(大久保 進君) 都市整備部次長。

○都市整備部次長(海老原忠夫君) 管理課で管理しておりますみずき野調整池でございますけれども、ご承知のように、二つの調整池がございます。第1調整池はかなり大きい面積で、周辺がフェンスで囲まれているところ、第2調整池は、ご案内のように、平場でございまして、自由広場という形で利用していただいているわけです。

議員さん、犬の訓練であるということ考えた場合に、ある程度放し飼いのなといいますか、放してそういうものをするのかなということ考えると、周囲が囲まれているところが理想と考えます。第1調整池は、先ほど言いましたように、周囲がフェンスで囲まれているわけでございますけれども、ただ、ここは野球場ということで、運動公園の設置及び管理に関する条例ということで、みずき野第1調整池は野球場の位置づけをしております。その中で、土曜日祭日等はみずき野の少年野球チームがほとんど終日使っておりますので、土日の開放はちょっと不可能かなと。ただ、平日はほとんど利用されてございませんので、ある程度開放は可能というふうにも判断されますけれども、先ほど言いましたように、一応野球場ということで条例で位置づけしておりますので、それ以外のものに使用するということになりますと、ご案内のように、あそこ周りにはかなり住宅が立て込んでおります。住宅地の中にありますから、野球場以外に利用するとすれば、ある程度事前に自治会さんにお話して、了解をいただく必要があるのかなと考えているところでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 私、先般、管理課の方に確認したところ、野球場として使っているということではなくて、今まで野球場しか借りた人がいなかったという状況らしいです。ですから、グラウンドとして利用するというのではなくて、グラウンドとして借りる人

がまず主であったという見解のようでした。

それで、犬を係留するというのですか、飼う場合も含めて、囲われている中で管理する、もしくはリードを持って管理しなければならない。これは、茨城県の動物保護管理に関する条例で決まっていますので、どこでも野放しにするという意識は、飼っている、トレーニングするという人たちには余りないと思います。もちろんそれは、リードでちゃんと縛って目を離さないようにするというのは当たり前だという意識があるので、それはできるのではなかろうかと思うのです。

犬をそこに連れていくとなれば、犬の鳴き声の問題とか、また、ふんの問題とか出てくるかと思うのです。貸すに際して、諸条件というのが多分考えられると思うのですが、ここら辺の条件さえ満たしていれば、例えばみずき野の調整池を貸してもいいのかなというところで、何か条件みたいな考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長(大久保 進君) 都市整備部次長。

○都市整備部次長(海老原忠夫君) 先ほど私答弁しましたけれども、第1調整池は、先ほど言いましたように、条例の中でみずき野野球場ということで位置づけとございますが、条例で管理しておりますので、今までは野球場としてしか利用されていなかったということですから、野球場以外に申し込みはなかったということが現実でございます。ですから、そういったことで、平日使われてないときにそれ以外に利用することは可能というふうに考えるわけでございますけれども、先ほど言いましたように、そういうところに皆さん集まれば、当然車で来たり何かするわけですから、駐車場の問題もあるでしょう。ですから、あそこについてはある程度の駐車も可能なところがありますから、そういうところを利用することは可能かなと。

ただ、先ほど言いましたように、事前に自治会さんにこういうことで希望があるんですがどうでしょうかということで、それを利用するに当たって何か近隣に迷惑がかかるかどうか、それは実際使ってみないとわかりませんが、野球場以外に使用するわけですから、一応事前に自治会さんをご相談してみたいということでございます。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) 前向きなご返答いただきまして、本当にありがとうございます。今、犬を飼っている人、例えば公園に出入りがなかなかできにくい。犬を連れて公園に散歩に行くと、どうしても見方が変わってしまうという中で、何か犬を飼っている者が被害者なのか加害者なのかというところでは、ガス抜きが必要なのかなというところで、今ご答弁をいただいた中で、使われていない平日ですか、それはもう少し細かく切ってもいいかと思えます。例えば何曜日の何時から何時まで、とりあえず犬何匹まではいいですよと。それが100も200も1,000匹も来ては大変なことになってしまいますから、数の条件とか、時間的な条件、また、試しとして半年間だけやってみよう。ある団体に例えば貸して、その団体の管理するものがきちっとしたふんの始末とか全部やっているということになれば、じゃあそこを通して使ってくださいよという抑制もできると思うのです。

そういう条件を一つ考えて、町有地ですか、みずき野の調整池ですか、そのほかにもあるかと思えます。例えば城址公園もかなり大きい公園ですけども、こういうところも、潤いのある町という頭の上に乗っかっているもの外すことなくいくためには、そういうような、ほかの市町村では、そういうことはないと思うのです。多分守谷町が一等最初になるかと思えます。そういう町有地の時間的な開放ということ、ぜひとも前向きに検討し

ていただいて、いい結果を望みたいと思っております。

今、担当次長さんのそういう答弁をいただいたのですけれども、町長としてはどうでしょうか。

○議長(大久保 進君) 町長。

○町長(会田真一君) 今、担当の方でお話したとおりでございますので、担当の方とよく相談をしていきたいと思っております。

○議長(大久保 進君) 梅木伸治君。

○4番(梅木伸治君) ありがとうございます。非常に理解のある町長ということで、非常にうれしく思っております。

今後とも、飼っていない者、また、飼っている者の啓蒙啓発も含めて、飼っている者は飼っている者同士注意し合うということも必要なのかなと思っておりますので、今後とも、ご理解をいただきながら、また、重ねて言いますが、潤いのある町の形成ができればと思っています。

以上2点で、私の方の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(大久保 進君) これをもちまして、梅木伸治君の一般質問を終わります。